

令和2年度 山梨県介護支援専門員 再研修・更新研修 開催要綱

山梨県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによるeラーニングと集合研修での開催を予定しておりましたが、今般の感染急拡大の状況を鑑み、集合して研修を行うことは難しいものと判断し、オンライン方式（eラーニングによる講義とzoomを利用したグループワーク）とすることとなりました。

現在、厚生労働省による介護支援専門員研修のオンライン化に向けての作業が進行中であるため、日程や時間数については、変更になる場合があります。また、本研修の受講には、マイク・カメラ・スピーカーがあるパソコン・タブレット端末等、およびインターネット環境が必要になります。研修受講に伴う、パソコン等の機器の準備およびインターネット接続料については、受講者負担となります。

1 趣 旨

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が、実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識及び技能を再修得することを目的とする

2 実施機関

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 （山梨県指定実施研修機関）

3 対象者

研修対象者は次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 介護支援専門員として登録後5年以上実務に従事したことがない者または実務経験はあるが、その後5年以上実務に従事していない者
- (2) また、有効期間が1年以内に満了する者で介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者
- (3) 実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者

4 申込方法

山梨県社会福祉協議会ホームページの「介護支援専門員研修 申込みフォーム」よりお申し込みください。
折り返し確認メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

また、受講の決定は、申込み時に登録いただいたメールアドレスにお知らせします。

※登録いただいたメールアドレスは、研修中の事務局からの連絡等にも使用します。

5 申込期間

令和2年12月10日（木）～令和3年1月5日（火）まで（期間厳守）

6 定 員 80名

本研修への申込者数が定員を超えた場合は、今後の就業予定等を考慮し受講者を決定します。

7 日程・研修内容

別記のとおりで、介護支援専門員証の交付（更新）のためには、すべての科目を修了する必要があります。

8 受講料 38,000円

- (1) 受講料の振込先は、受講決定者に個別に通知しますので、**令和3年1月13日（水）**までに納入してください。請求書が必要な場合は、ご連絡ください。
- (2) 受講決定後、一度振り込みをいただいた受講料は、いかなる理由でも返金しません。
- (3) 振り込みにかかる振込手数料は受講料とは別にご負担ください。
- (4) 何らかの理由により研修が修了できなかった場合でも、翌年度への受講料の持ち越しはできません。

9 研修受講地について

- ・本研修の受講地は、原則、介護支援専門員証の**資格登録都道府県**となります。
- ・他都道府県で登録している方は、登録している都道府県での受講となりますので、ご注意ください。（山梨県で勤務していても、山梨県以外で登録している方は、当該都道府県での受講となります。）
- ・山梨県以外で登録されている方は当該都道府県と山梨県との協議により受講が認められなければ、本研修は申し込みできません。（手続きの詳細は登録されている都道府県にご確認ください。）

10 資料等について

受講料の入金が確認出来ましたら、テキストを発送し、eラーニングを受講するためのIDをメールでお送りします。

11 研修修了証明書

- (1) 全日程を修了した方には、修了証明書を交付します。
- (2) **研修受講態度が著しく不良の場合は修了証を発行できないことがあります。**
 - ① 決められた期間内にeラーニングの視聴が終了しない場合。
 - ② 研修の円滑な実施を妨げる行為（消極的なグループワークの参加等）
 - ③ 提出物が期限内に提出されていない場合。
- (3) この研修は「単位制」ではありません。1科目でも受講をしない科目があると修了となりませんのでご注意ください。

※また、研修の全課程に出席されても、修得不十分と評価される場合、補講やレポートの提出等で補うことがありますので、予めご了承ください。

※研修修了証明書は、介護支援専門員証の登録手続きに必要です。

12 『研修記録シート』について

本研修の受講並びに修了にあたっては、「研修記録シート」の作成及び提出が条件となります。

「研修記録シート」は①受講前（目標）②受講直後（評価）③受講から一定期間経過後（振り返り）の構成となっています。

「研修記録シート」は、全てeラーニング上で行います。記載や提出の方法、提出期限等については、eラーニング上でお知らせします。

13 更新手続きについて

介護支援専門員証の有効期限を更新するためには、研修修了後、別途更新手続きが必要です。

更新手続きをせずに介護支援専門員証の失効した状態で介護支援専門員としての業務を行った場合は、介護保険法の規定に基づき介護支援専門員の登録の消除となります。

14 個人情報の取扱について

受講申込により知り得た個人情報は、研修の運営管理の目的にのみ利用します。

15 その他

○本研修は、「令和2年度 山梨県介護支援専門員 実務研修」と同時開催となります。

○当研修に関して緊急等の連絡事項がある場合には、ご登録いただいたメールアドレスにお知らせします。

○虚偽による申し込みをされた場合は、受講を認めません。

16 問い合わせ先

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課 (担当：飯野・津金・宮川)

〒400-005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階

電話 055-254-9955 FAX 055-254-1821